

## 奈良県告示第五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、  
県営土地改良事業（県営農地環境整備事業曾爾地区）の換地計画を定めたので、同条第  
四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、当該換地計画書の写しを次  
のとおり縦覧に供する。

令和五年五月二十六日

奈良県知事 山下 真

### 一 縦覧期間

令和五年五月二十九日から同年六月二十日まで

### 二 縦覧場所

曾爾村役場